

第3章 計画推進のための施策

1. 施策の体系

本計画の基本理念に基づいた緑づくりを実践するため、緑地の保全及び緑化の推進施策を次のように位置づけます。

■施策の体系表

基本方針	基本項目	施策の概要	新規の取組	役割			担当部署
				住 民	事 業 者	行 政	
みんなで 守る 豊かな緑	まちの骨格 となる緑を 守り・伝える	地域の象徴となる山の保全		◎	◎	◎	農林水産部 都市整備部
		市街地に残る一団の緑の保全	○	◎	◎	◎	都市整備部
		主要な河川・湖沼の自然環境の 保全と再生		○	○	◎	環境下水道部 都市整備部
		海辺の自然環境の保全と再生		◎	◎	◎	農林水産部
		森林の維持・保全		◎	◎	◎	農林水産部
		名木・古木等の指定と保護		◎	◎	○	環境下水道部
		景観法に基づく景観重要樹木の 指定と保護	○	◎	◎	○	都市整備部
みんなで 創る 緑の拠点	公園・緑地の 整備と管理	地域の核となる広域公園・緑地 の整備				◎	都市整備部
		身近な街区公園・緑地の整備				◎	都市整備部
		都市緑地・広場等の整備				◎	都市整備部
		公園・広場等の適切な管理		◎	◎	◎	都市整備部
	公共公益 施設の緑化	保育園等の緑化の推進		◎		◎	福祉保健部
		学校の緑化の推進		◎		◎	教育委員会
	公共公益施設の緑化の推進	公共公益施設の緑化の推進	○	○		◎	総務部 都市整備部
		民有地・商業 地の緑化	民有地の緑化の推進と支援	○	◎	◎	○
商業地における緑化の推進			◎	◎	○	経済観光部 都市整備部	
みんなで つなぐ 水と緑	道路・河川の 緑化	街路樹による並木道の形成	○	◎	◎	◎	都市整備部
		交通広場やポケットパークの 設置	○			◎	都市整備部
		堤防林の保全・再生	○	○	○	◎	
		河川植生の保全		○	○	◎	
みんなで 広げる 緑の輪	緑に関わり・ 育てる意識 づくり	自然を教材とした環境学習の 推進		○	○	◎	環境下水道部 教育委員会
		緑化を推進する市民活動団体 などへの支援		◎	◎	○	
		緑を育む人材の育成	○	◎	◎	○	都市整備部
	緑のまちを つくる仕組 みづくり	市民参加の仕組みの充実		◎	◎	◎	
		緑のリサイクルの推進	○	◎	◎	◎	都市整備部
		良好な生活環境の維持向上	○	◎	◎		都市整備部
		緑化重点地区の指定	○	○	○	◎	都市整備部
		地域の木（花）を育てる施策	○	◎	○	○	都市整備部
	自然との ふれあい	農業・林業体験ができる場所の 提供		◎	◎	◎	農林水産部
		里山の環境保全と活用		◎	◎	◎	農林水産部
市街地の農地の利活用			◎	◎	◎	農林水産部	
河川敷など水と触れ合う場所の 提供			○	○	◎	都市整備部	

役割：◎（主となって施策を行う）、○（補助的に施策に関わる）

2. 計画推進のための施策

(1) みんなで守る豊かな緑

ア まちの骨格となる緑を守り・伝える

①地域の象徴となる山の保全 【継続】

- ・本市のランドマーク^{*1}となっている久松山、鷲峰山、霊石山、扇ノ山などは、今後も、後世へ引き継ぐ財産として自然環境の保全に努めるとともに、必要に応じて都市緑地法に基づく特別緑地保全地区^{*2}等の指定を検討します。
(農林水産部・都市整備部)



久松山

②市街地に残る一団の緑の保全 【新規】

- ・面影山、天神山城跡、今木山などの孤立峰は、周辺市民に親しまれてきた山であり、今後も残すべき緑の財産として緑地保全地域制度^{*3}等を活用した保全を検討します。
- ・聖神社社叢など社寺境内地、県庁北側緑地などの良好な樹林は市街地に残る貴重な緑であり、地区計画等を活用した保全を検討します。
(都市整備部)



県庁北側の緑地

③主要な河川・湖沼の自然環境の保全と再生 【継続】

- ・千代川、袋川などの主要な河川については、治水・利水・環境整備を総合的に行うとともに、周囲の田園風景との調和や生態系に配慮した多自然型・自然再生型の整備により自然環境の保全・再生に努めます。
- ・本市を代表する自然景観の一つとなっている湖山池周辺については、「鳥取市環境保全計画」や「鳥取市景観計画」を踏まえ、自然環境の保全・再生に努めます。
(環境下水道部・都市整備部)



佐治川ダム



湖山池

¹ ランドマーク：山や高層建築物など、陸上の目標物（目印）。

² 特別緑地保全地区：都市の良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など制限し保全する制度。

³ 緑地保全地域制度：都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

④海辺の自然環境の保全と再生 【継続】

- ・国の天然記念物に指定されているハマナス自生南限地帯でもある白兎海岸や白砂の美しい浜村海岸、山陰海岸国立公園になっている福部町湯山から岩戸海岸までの海岸線などは、貴重な海辺の自然環境ですが、松枯れの進行が課題となっているため、再生に向けた検討を行います。
(農林水産部)



山陰海岸国立公園（岩戸海岸）

⑤森林の維持・保全 【継続】

- ・都市の成長に伴う山地災害の防備や良質な水の安定的な確保、都市景観及び環境保全などの観点から身近な緑地の保全や適正な維持管理（新植、除伐、間伐など）によって森林の機能が発揮されるよう森林の維持保全を図るとともに、市民が自然とふれあう良好な空間の形成を目指します。また、必要に応じて保安林に指定し保全を図ります。
(農林水産部)



鳥取市南部の山林

⑥名木・古木等の指定と保護 【継続】

- ・安長堤防林、二十世紀梨の親木、長田神社のケヤキなど地域に親しまれている名木・古木や文化財と一体となって優れた自然環境を有している空間、また、市民の活動によって保存を要望されたものについては、自然保護及び環境保全条例や環境基本計画などの方針に基づき、名木・古木^{*1}に指定し、保護に努めます。
(環境下水道部)



二十世紀梨の親木

⑦景観法に基づく景観重要樹木の指定 【新規】

- ・樹木自体の歴史的価値や文化的価値はないものの、その地域のシンボル（象徴）となるものや市民共通の財産として親しまれ、個性のある景観形成に欠かすことができない樹木については、景観重要樹木^{*2}の指定を検討し、保護に努めます。
(都市整備部)

¹ 名木・古木：鳥取市自然保護及び環境保全条例による指定保存樹木。現在 25 箇所を指定。

² 景観重要樹木：景観法に基づき、良好な景観の形成に重要な樹木として指定されたもの。現在、指定なし。

(2)みんなで創る緑の拠点

ア 公園・緑地の整備と管理

①地域の核となる公園・緑地の整備 【継続】

- ・ 県立布勢総合運動公園に隣接する湖山池公園は、市民がより親しみやすい公園となるよう改修・整備をします。
- ・ 今後、多様な市民ニーズに対応しながら、市街地災害における防災拠点や多様なレクリエーション活動の拠点の役割を果たす総合公園等の適切な配置、整備に努めます。（都市整備部）



湖山池公園・県立布勢総合運動公園

②身近な街区公園・緑地の整備 【継続】

- ・ 歩いていける範囲の都市公園*¹（街区公園、近隣公園、地区公園）は、地域間で偏りが生じないように、街区公園を中心として計画的な整備に努めます。
- ・ 鳥取方式による芝生化の積極的な導入を検討し、77箇所、44%を目指します。（現況5箇所、2%）
- ・ 今後、市街化が予想される地域については、開発許可制度を活用して公園緑地を確保します。（都市整備部）



鳥取方式による公園の芝生化

③都市緑地・広場等の整備 【継続】

- ・ 自然的環境の保全、都市環境の改善、都市景観の向上に資する緑地や樹林地を都市緑地に定め、計画的に整備を進めます。
- ・ 自然とのふれあいの場として活用されるよう、市民との協働による適正な維持管理を進めます。
- ・ 都市公園等の整備とあわせ、目標年次における都市計画人口1人当りの都市公園面積を20㎡を目指します。（現状12㎡/人）（都市整備部）



袋川緑地

④公園・広場等の適切な管理 【継続】

- ・ 指定管理者をはじめ、公園愛護会や自治会、ボランティア*²団体等の協力により、公園・広場内の除草、清掃、植栽の手入れ、遊具・施設等の破損・故障の連絡など、適切な維持管理を行います。
- ・ 地域住民による維持管理を促進するための手引き書や管理の仕組みづくりを進め、今後も市民との協働による適正な維持管理に努め、住んでいる地域の公園の満足度40%を目指します。（現況28%）（都市整備部）



芝刈りの様子

¹ 都市公園：都市公園法に基づき、都市計画区域内に設置する公園又は緑地のこと。詳細は、巻末の参考資料参照。

² ボランティア：自発的に社会事業活動に参加すること。

イ 公共公益施設の緑化

①保育園等の緑化の推進 【継続】

- ・保育園等は、緑化推進の先導的なモデル施設となるよう緑化を進め、うるおいある保育環境の創出に努めます。
- ・施設内の樹木の適正な管理に努めます。
- ・保育園等の園庭においては、保護者や地域の方々の理解と協力を得て、鳥取方式による芝生化の導入を検討し、緑化に努めます。

(福祉保健部)



鳥取方式による園庭の芝生化

②学校の緑化の推進 【継続】

- ・学校は、緑化推進の先導的なモデル施設となるよう緑化を進め、うるおいある教育環境の創出に努めます。
- ・学校の校庭や施設内の樹木の適正な管理に努めます。

(教育委員会)



校庭の緑化

③公共公益施設の緑化の推進 【新規】

- ・市庁舎や福祉文化会館など住民にとって身近な施設においては、質・量ともに民間建物の模範となるよう、接道部やコーナー部（敷地の隅）を可能な限り花や緑による緑化を行い、市民や来訪者に安らぎとうるおいを与えるような緑化に努め、公共公益施設の積極的な緑地の確保と緑化を推進し、敷地面積の緑化率 20%を目指します。（現況 14%）

(総務部・都市整備部)



とりぎん文化会館

ウ 民有地・商業地の緑化

①民有地の緑化の推進と支援 【新規】

- ・都市の中で大きな面積を占める住宅地をはじめとする民有地においては、建物まわりの緑化率が3%以上となるよう、花壇づくりや植樹、軒先や窓辺などの緑化を奨励するとともに、生垣等に対する助成制度等の検討をします。
- ・快適な居住環境をつくるため、緑地協定制度の導入に向けた検討を行います。（都市整備部）



若葉台

②商業地における緑化の推進 【継続】

- ・まとまった緑化スペース（空間）が確保しにくい商業地では、店先や歩行者空間などの少ないスペースを有効活用して、花による彩りやうるおいを創出する活動を支援します。

(経済観光部・都市整備部)



若桜街道

(3) みんなでつなぐ水と緑

ア 道路・河川の緑化

①街路樹による並木道の形成 【新規】

- ・道路緑化は、快適な生活環境や緑のネットワークの形成において不可欠であることから、市街地の幅員 3.5m以上の歩道を有する道路については、高木を主体とした並木道の形成に向け整備し、その整備率 100%を目指します。（現況 73%）
- ・街路樹には、景観形成や環境保全、人への安らぎや季節感を与えるなどの役割や防災・防火・防音などの役割があることから、目的や地域性を考慮した樹種の選定マニュアル（手引き書）の策定に取り組みます。
- ・自転車歩行者道の緑化にあたっては、レクリエーション機能の向上のため、樹木の植栽や花壇、ベンチ等の設置を行い、ゆとりとうるおいの緑化空間の整備に努めます。

（都市整備部）



街路樹

②交通広場の緑化やポケットパークの設置 【新規】

- ・多くの市民や来訪者が利用する駅やバスターミナル^{*1}、主要な道路の交差点は、都市景観の上でも重要なポイントとなります。交通広場の緑化やポケットパーク^{*2}の整備を進め、緑地空間の確保やシンボルツリー^{*3}など、樹木の効果的な配置を行い、まちかど景観の向上に努めます。



ポケットパーク

③堤防林の保全・再生 【新規】

- ・堤防強化のために植えられた安長堤防林などは、社寺林を除き、平地における樹林としては極めて希少な存在となっています。これら貴重な堤防林の保全・再生に努めます。



安長堤防林

④河川植生の保全 【継続】

- ・河川は、動植物の生息の場所として重要であり、治水上支障のない範囲内で、出来る限り自然地形、自然植生、自然景観との調和に努めます。



千代川

¹ バスターミナル：バスの総合発着所。

² ポケットパーク：道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園または休憩所。

³ シンボルツリー：都市や地域を象徴する樹木。

(4)みんなで広げる緑の輪

ア 緑に関わり・育てる意識づくり

①自然を教材とした環境学習の推進 【継続】

- ・市内全小中学校の校外学習において、「ふるさとクリーン・クリーン活動」などの環境美化活動教育を実施し、小中学生の環境意識の育成を図ります。
- ・環境教育・環境学習の機会の提供として、木工教室、夏休み工作教室の開催により、木を使って創作する機会を子どもたちに与え、自然保護と環境意識の育成を図ります。
- ・多角的・多面的な環境教育の充実のため、学校、地域、事業者、市民グループ、公民館などによる環境学習の取組みを支援するとともに、地域における環境学習のリーダー的役割を果たす環境推進員の増加を図ります。

(環境下水道部・教育委員会)



環境学習の様子

②緑化を推進する市民活動団体などへの支援 【継続】

- ・花と緑でうるおいあるまちづくりを進めている団体やグループ、自然景観の保全・美化を行う団体などの活動を支援するため、花や緑に関する情報の提供や助言、活動に伴う関係機関との調整など各団体との連携の強化に努めます。
- ・「景観形成推進団体活動活性化事業補助金」や「森づくり市民活動支援事業」「自然環境創造支援事業補助金」など、森づくりやビオトープ^{*1}づくりを行う住民団体や企業等を対象に行っている助成制度を今後も継続し、本市の緑化に貢献する活動を支援していきます。



緑化活動の様子

③緑を育む人材の育成 【新規】

- ・専門家の採用や国・県等の関係機関との連携を図り、緑に関する総合的な管理体制を確立するため、行政内部の組織体制を検討します。
- ・住民や事業者を対象とした緑に関する講習会や環境教育等を通じて、地域活動を支え、緑を育てる人材育成に努めます。
- ・多様な主体による緑のまちづくりを推進するため、地域の緑化活動のリーダーとなる人材の育成とそれらの活動を支援する各種団体やボランティア等の育成を図ります。

(都市整備部)

¹ ビオトープ：野生生物の生息空間。ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と、場所を意味する「トープ」の合成語。

イ 緑のまちをつくる仕組みづくり

①市民参加の仕組みの充実 【継続】

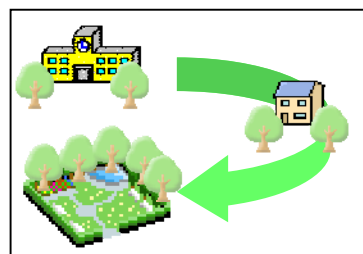
- ・「花と緑のフェア」や「花と木のまつり」などのイベント^{*1}やシンポジウム^{*2}、出前講座などの各種イベントを充実し、緑の理解促進とふれあう機会の充実に努めます。
- ・イベント等を実施した際に花の種や苗の配布等を行い、花や木による安らぎとうるおいあるまちづくりを進めていきます。
- ・緑化の普及啓発のため、具体的事例を用いた各種の緑化推進の手引き書、パンフレット等を作成し、市民へのアピールに努めます。
- ・自然環境の保全と活用を進める取り組みを全国に向けて発信する機会として「全国都市緑化フェア」の開催を検討します。



花と緑のフェアの様子

②緑のリサイクルの推進 【新規】

- ・公園等で発生する剪定枝や落葉などを資源として利用するなど、地球環境にやさしい緑のリサイクルを推進します。
- ・住宅の建替え、増改築などで不要になった樹木を、公園や学校などの公共施設へ移植したり、または希望する市民への斡旋などの制度として「緑のリサイクル登録制度」の充実を図ります。



緑のリサイクルのイメージ

(都市整備部)

③良好な生活環境の維持向上 【新規】

- ・地区レベルでの良好な生活環境を維持するための施策として、地区計画制度の活用を検討します。
- ・地域の方々の理解と協力により街を良好な環境にするため、緑地協定制度の導入を検討します。

(都市整備部)



緑化された住宅地

④緑化重点地区の指定 【新規】

- ・駅前や市役所周辺等の都市機能が集中し地域の顔となる地区、良好な自然環境や郷土景観の保全を図りながら都市住民の身近な自然とのふれあいの場として活用が求められる地区、緑化の推進に対する住民の意識が高い地区などについて、これからの緑のまちづくりのモデルとなるよう緑化重点地区に指定します。

(都市整備部)

⑤地域（ふるさと）の木（花）を育てる施策の展開 【新規】

- ・今は小さな木であっても、由来あるものや地域のシンボルとなっている木、未来へ残していきたい木など、50年後、100年後には大木となる樹木の候補を地域内で選定し、地域ぐるみでその木を大切に守り、育て、それらの運動を広げていけるよう、「（仮称）地域名木育成運動」を検討していきます。

(都市整備部)

¹ イベント：行事。催し。

² シンポジウム：一つの主題について何人かの講演者（パネリスト）が意見を述べ、議論する討論会のこと。

ウ 自然とふれあう空間づくり

①農業・林業体験ができる場所の提供 【継続】

- ・市民・行政・企業の協働により森林や里山を再生する「とっとり共生の森」や田舎の農家に滞在し、農業体験を通して人々と触れあう「鹿野町鬼入道地区」などのグリーンツーリズム^{*1}を推進し、都市と農山村の交流を進めるとともに、農林業の振興や体験活動を展開することで、山林の環境保全や地域の活性化を図ります。

(農林水産部)



林業体験の様子

②里山の環境保全と活用 【継続】

- ・面影山や足山、出会いの森などの市街地周辺の里山については、適切な維持管理による保全・再生を図り、市民が自然と接する良好な自然空間の場を提供します。
- ・小中学校周辺の森林については、安全に遊べ、自然とふれあえる場として、地域やPTA、林業家等の協力を得ながら、活用することを検討していきます。

(農林水産部)



鳥取共生の森

③市街地の農地の利活用 【継続】

- ・市街地の遊休農地については、県や生産団体等と協力し、また、周辺地域の方々の意向を伺いながら、市民農園としての活用を検討します。

(農林水産部)



市民農園

④河川敷など水と触れ合う場所の提供 【継続】

- ・河川敷の高水敷を活用したレクリエーション、水辺を活用した自然観察や昆虫採取、魚取りなどの自然体験の場となっている倉田緑地や河原町桜つつみ河川公園、重箱緑地などの適正な管理により、安全な水辺のふれあいの場を提供します。

(都市整備部)



重箱緑地

¹ グリーンツーリズム：自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

3. 緑の保全と整備の方針

ここでは、16年後のまちの姿である緑の配置を示します。

本市の市街地は、その輪郭を形成する久松山や中国山地の山並みによる広域的な緑を背景に、海岸の自然や湖山池周辺の緑が市街地にうるおいをもたらす資源として良好に保たれています。また、千代川水系により形成された農地も美しい田園風景として広がっており、各河川は水と緑の軸としての機能を担っています。

これらの郷土に根付く鳥取の緑は、今後とも改変されないよう各種法制度の適用や市民との協働により、保全・活用していくとともに、必要に応じた新たな緑の創出や河川、道路緑化等の整備を進め、それらをネットワークによってつなぐことで「緑のまちづくり」の実現を目指します。

■本市の緑を構成する要素

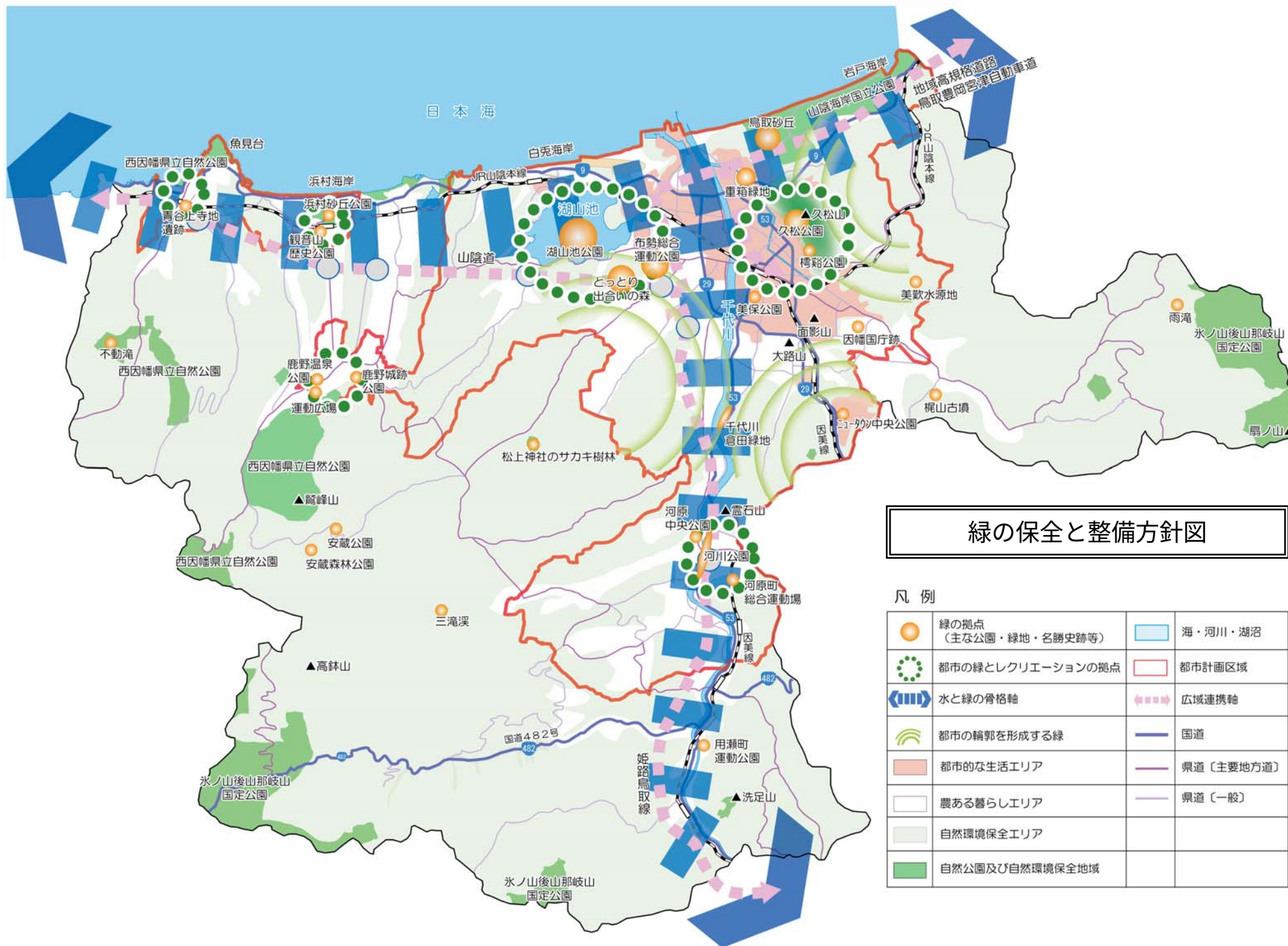
項目	内 容
都市の緑とレクリエーションの拠点	レクリエーションをはじめ多目的な活動を対象とした主要な都市公園等の拡充整備、活用を推進します。
水と緑の骨格軸	多様な機能を持つ緑地として、日本海、千代川、湖山池などの水辺や姫路鳥取線、山陰道などの自動車専用道及び国道等を軸とし、良好な景観を保全・育成していきます。
都市の輪郭を形成する緑	市街地の借景として輪郭を形成する緑地を保全・育成していきます。
都市的生活エリア	市街化区域においては、公園・緑地の保全、道路をはじめとする公共空間や民有地での緑化を進めていきます。
農ある暮らしエリア	農地及び集落は、都市住民との交流の場や田園居住としての活用を図る一方で、良好な営農環境を維持し、農業景観や集落景観を保全・活用していきます。
自然環境保全エリア	農用地区域 ^{*1} や保安林 ^{*2} を中心としたエリアで、豊かな緑を形成する農地や山林を保全・育成していきます。
自然公園及び自然環境保全地域	自然公園地域 ^{*3} 及び自然環境保全地域 ^{*4} を中心としたエリアで、優れた自然環境を将来に継承することができるよう積極的な保全を図ります。

¹ 農用地区域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

² 保安林：森林法に基づき、森林の公益的機能の発揮を目的として、伐採や開発に制限を加える森林のこと。

³ 自然公園地域：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地でその保護及び利用の増進を図る必要がある地域。

⁴ 自然環境保全地域：自然環境保全法に基づき、優れた自然環境の維持・保全を図る地域。



鳥取市の木・花

平成17年11月1日に合併1周年を記念して鳥取市の木・花が制定されました。

■鳥取市の木 「サザンカ」

昭和18年の大震災、昭和27年の大火災で市街地のほとんどを失った鳥取市に緑を取り戻そうと、昭和43年5月2日に「鳥取市の木」とされたサザンカは、年間を通じてまちを緑でうるおし、山陰の厳しい冬に花を咲かせるなど、鳥取市を代表するにふさわしい木として新鳥取市に引き継がれることとなりました。



■鳥取市の花 「らっきょうの花」

鳥取市が全国に誇る「鳥取砂丘」において、10月から11月初旬にかけて砂の畑を赤紫のじゅうたんで覆う「らっきょうの花」は、中国原産のユリ科の多年草で、江戸時代の参勤交代の折に持ち帰られ伝わったものが最初であるとされ、今では鳥取市を代表する特産品のひとつとなっています。

